

## 新潟県条例第1号

新潟県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

新潟県公立大学法人評価委員会条例（平成20年新潟県条例第45号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>総務管理部</u> において行う。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>知事政策局</u> において行う。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。